

## 交通事故被害者の子弟に対する支援の実態に関する調査要領

この調査要領は、内閣府が実施する「交通事故被害者の子弟に対する支援の実態に関する調査」の実施に当たり、犯罪被害者支援センター及び面接方式による聞き取り調査を実施する方の参考としていただくため、作成したものです。

## 1 目的

交通事故により保護者又は兄弟姉妹を亡くされた子弟が、その交通事故により被った精神的影響やその回復への課題を明らかにし、子弟に対する支援の在り方等を検討するため、基礎的資料とするとともに、今後更にアンケート方式の調査を実施することも念頭に置きつつ、必要な資料を収集することを目的とする。

なお、調査目的等の詳細については、別添を参照すること。

## 2 調査方法等

本調査の方法等については、おおむね次のとおりとする。

## (1) 被験者の選定等

ア 犯罪被害者支援センター又は3(1)の調査実施者は、3(2)の要件を満たす子弟(3(2)ア(エ)の要件を除く。)及び保護者(3(2)イ(ウ)の要件を除く。)を選定の上、保護者に対して本調査への協力依頼について打診すること。

なお、子弟への協力依頼については、保護者を通じて子弟の了解を得ること。

イ アにより、保護者から、子弟又は保護者本人について本調査の被験者として協力が得られた場合には、犯罪被害者支援センター又は3(1)の調査実施者は、面接方式による聞き取り調査の実施日時及び実施場所について、被験者と調整の上、別紙1「面接調査の説明とご協力のお願ひ」を郵送、FAX又は電子メールその他の方法により送付すること。

ウ イにより被験者に連絡した後、(株)日通総合研究所に対して、被験者の氏名、住所その他必要事項を連絡すること。

## (2) 面接調査の当日の準備

ア 面接場所として、犯罪被害者支援センター内の会議室等又は調査実施者が指定する場所を確保すること。

また、被験者が保護者及び子弟の親子であるなど、一方の被験者の面接調査の間、他方が待つ必要がある場合等には、待合室を確保すること。

イ 被験者が、本調査の実施日時に、実施場所に来所した際には、犯罪被害者支援センター又は3(1)の調査実施者は、別紙1により、面接調査の説明とともに、協力依頼を行うこと。

ウ 面接調査の説明等により、被験者の協力の意思が確認された場合には、被験者に

対し、別紙2「同意文書」に基づき説明し、同意が得られた場合には、下線部に署名・押印を求めること。別紙3「同意撤回書」についても説明すること。

エ また、保護者に対し、被験者の別紙4「聞き取り調査 事前記入表」の作成を求めること。なお、保護者及び子弟がともに被験者となる場合には、それぞれ作成を求め、提出を受けること。

オ 別紙4の作成終了後、被験者を1人ずつ面接調査の場所に案内するとともに、3(1)アの面接実施者に対して被験者に係る別紙4「聞き取り調査 事前記入表」を手交すること。

### (3) 調査の実施

ア 本調査は、3(1)の調査実施者が、3(2)の被験者から、面接方式による聞き取り調査により実施すること。

イ 聞き取りは、質問事項に沿って行うものとし、子弟に対しては別紙5を、保護者に対しては別紙6を、それぞれ用いること。

ウ 聞き取り調査の所要時間は、被験者1人当たり、90分程度とすること(調査後の被験者の精神的ケアに要する時間を含む。)

エ 【聞き取り調査終了後、(株)日通総合研究所から、謝金及び交通費の支払いその他の手続を行うこと。】

### (4) 調査結果の報告等

ア 3(1)アの面接実施者は、被験者の聞き取り調査を終了した後、別紙5又は別紙6の項目に沿って聴取した事項を取りまとめること。取りまとめに当たっては、子弟に対する調査結果の報告については別紙7を、保護者に対する調査結果の報告については別紙8を用いること。なお、いずれの報告様式についても、記載欄が不足する場合には、別に用紙を追加して差し支えない。

イ 調査結果については、本事業の受託者から送付した資料一式(面接時に作成したメモ等を含む。)とともに、3月上旬までの可能な限り早い時期に、本事業の受託者に郵送すること。

なお、面接調査やその取りまとめに当たって、電子ファイルを作成した場合には、必ず当該電子ファイルに係るデータを消去すること。

ウ 本事業の受託者は、送付を受けた事項を整理し、交通事故被害者サポート事業検討会資料として提出するとともに、報告書に記載すること。

### (5) 調査の中止等

ア 3(1)の面接実施者は、被験者が(3)の聞き取り調査前又は聞き取り調査中に交通事故当時のことを思い出したこと等により、被験者から聞き取り調査の中止の申し出がなされた場合には、当該聞き取り調査を中止すること。また、被験者の当該状況に鑑み、面接実施者が、聞き取り調査の実施が困難であると認めたとときも同様とすること。

イ アにより面接を中止した場合において、被験者が自ら聞き取り調査への協力を撤

回した場合には、面接実施者は、別紙3の「同意撤回書」について説明し、署名等を求めること。面接実施者の判断により中止した場合についても同様とすること。ただし、署名等が得られない場合は、この限りでない。

ウ アにより調査を中止した場合は、(4)ア及びイに準じて、報告等を行うこと。

#### (6) 留意事項

ア 3(1)の面接実施者は、(3)の聞き取り調査中は、二次被害を与えることのないよう被験者の動向及び心情等に十分に配慮すること。

イ 特に、聞き取り調査終了後には、被験者の精神的ケアには十分配慮すること。

特に保護者については、交通事故発生当時、子弟に十分な配慮ができなかったことを思い出し、精神的にショックを受ける方もおられるようです。

### 3 調査実施者及び被験者

#### (1) 調査実施者

次の2名以上により実施するものとする。

ア 精神科医又は臨床心理士等の専門家で、本調査実施後、必要に応じて被験者の精神的なケアが可能な者

イ 犯罪被害者支援センターの犯罪被害相談員

#### (2) 被験者

子弟及び保護者について、それぞれ次の要件の全てに該当する者を対象とする。

ア 子弟

(ア)小学生又は中学生当時に、保護者又は兄弟姉妹が交通事故の被害に遭った者で、現在16歳以上かつ当該交通事故から2年以上を経過しているもの

(イ)本調査の趣旨及び内容を理解し、協力する意思を示した者

(ウ)当該子弟又はその保護者が、特定非営利活動法人 全国被害者支援ネットワークに加盟する犯罪被害者支援センター又は交通事故被害者団体の支援を得ていること

(エ)なお、調査時点において、本人及びその保護者の同意を有すること

イ 保護者

(ア)アの子弟の要件に該当する者の保護者(アの被験者の保護者が望ましい)

(イ)ア(イ)及び(ウ)に該当する者

(ウ)なお、調査時点において、本人の同意を有すること

### 4 調査期間等

#### (1) 調査期間

平成22年1月から平成22年2月末ころまでの間

#### (2) 聴取結果の受託者への送付期限

平成22年3月上旬ころまでの間(可能な限り早い時期)